

「竹の里・乙訓」地域の魅力発信に係る業務仕様書

1. 業務名

「竹の里・乙訓」地域の魅力発信業務

2. 委託期間

契約締結日～平成30年3月31日

3. 趣旨

向日市、長岡京市、大山崎町の2市1町からなる乙訓地域には、四季折々の豊かな自然や、由緒ある寺社、長岡京跡、古墳や城址などの歴史遺産、美術館や歴史資料館などといった幅広い観光資源が存在し、高い観光ポテンシャルを有している。多くの方々に当該エリアを訪れていただくきっかけづくりの為に、地域内の観光資源を紹介するコンテンツを制作し、乙訓地域の魅力を発信することで、観光誘客を図る。

4. 主催

乙訓商工・観光協議会

5. 委託内容

(1) 「竹の里・乙訓」の魅力発信

「竹の里・乙訓」の知名度を向上させ、観光客誘致につなげるため、乙訓の魅力を取材し、情報誌や動画コンテンツ等において発信する。

(2) 「竹の里・乙訓」周遊促進イベントの実施

地域内の周遊を促進する効果的なPRイベントの企画・実施

(3) 業務完了報告

本業務が完了したときは、別途定める方法により、業務完了報告書を提出すること。

なお、本業務にあたり、企画構成、取材、編集、内容校正、制作、WEBサイト等への掲載、プロモーション及び、それらの管理及び連絡調整等、本業務の遂行に必要な業務も含むものとする。

6. 著作権等について

受注者及び第三者が権利を有する著作物を使用する場合には、受注者の責任において、

著作権・肖像権法上の問題が生じないように十分注意の上、使用すること。著作権の許諾が必要な場合は受注者が手続きを行い、当該使用に係る著作権料等については委託料に含むこと。成果物等に係る権利は受注者が従前権利を有していたものを除き、原則発注者に帰属する。また、加工及び二次利用できるものとする。なお、合理的な理由がある場合を除き、留保される権利について、発注者に無期限で使用許諾し、一切の権利行使をしないこと。

7. その他

- (1) 業務の進捗管理を徹底し、乙訓商工・観光協議会に対して随時報告を行い、指導等を受け、円滑な業務の進行に努めること。
- (2) 業務に課題がある又は起こりうると予想される場合には、その要因を分析するとともに、乙訓商工・観光協議会と協議の上、積極的に改善に取り組むこと。
- (3) 乙訓商工・観光協議会が所有・管理する観光パンフレット、地域内観光施設、イベント等の動画・写真データ、ロゴマーク及びイメージキャラクターの画像データ等について、必要に応じ貸与・提供するものとする。貸与資料については本業務遂行後、速やかに返却するものとする。
- (4) 本業務の遂行において必要な取材等に際して、受注者は事前に該当施設や取材対象者の許可を取り行うものとするが、乙訓商工・観光協議会に合理的な範囲で協力を求めることができる。また、その際に撮影した写真・映像等に映り込んだ人物の画像の掲載許諾についても受注者において行うものとする。
- (5) 本業務を実施するにあたり、業務上知り得た情報を開示、漏えい又は本業務以外の用途に使用しないこと。また、そのために必要な措置を講ずること。
- (6) 本業務契約書及び本仕様書に定めのない事項や細部の業務内容については、その都度、乙訓商工・観光協議会と協議の上、定めるものとする。また、業務内容に疑義が生じた場合も同様に協議の上、解決を図るものとする。